

瀬戸市 介護予防・日常生活支援 総合事業 事業者説明会

平成29年1月

瀬戸市高齢者福祉課

説明内容

1 開会の挨拶(高齢者福祉課長)

2 事業内容の説明(議題)

① 総合事業の概要(サービス類型)について(地域支援係)

第1章 瀬戸市の総合事業

第2章 総合事業の流れ

② 介護予防・生活支援サービスの基準と事業者指定について(指導監査係)

第3章 指定事業者が行うサービス

③ 介護予防ケアマネジメントについて(地域支援係)

第4章 介護予防ケアマネジメント

④ サービス費用の請求について(認定給付係)

第5章 総合事業サービス費用の請求

3 閉会

本日の説明会の内容に対しご質問のある方は、別添の質問票にご記入の上、後日メールにて送信してください。

第1章 瀬戸市の総合事業

瀬戸市高齢者福祉課

1 総合事業の概要

(1) 地域包括ケアシステムにおける総合事業の位置づけ

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。**
地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要です。**



1 総合事業の概要

(2) 介護保険制度改正の趣旨

- 要支援者の多様な生活支援ニーズに対して、予防給付として提供されていた全国一律の「介護予防訪問介護」および「介護予防通所介護」を市町村の実施する総合事業に移行し、要支援者自身の能力を最大限活かしつつ、介護予防訪問介護等と住民等が参画するような多様なサービスを総合的に提供可能な仕組みに見直す。
- 市町村は、既存の介護サービス事業所による既存のサービスに加え、NPO、ボランティア、地縁組織など地域の多様な主体を活用して高齢者を支援する。
- 地域で社会参加できる機会を増やしていくことが、高齢者の介護予防にもつながり、さらに、地域で支援を必要とする高齢者の支え手となっていくことで、より良い地域づくりにつながる。

1 総合事業の概要

(3) 総合事業の目的

1. 市町村が中心となって、住民主体の多様なサービスを充実させ、要支援者等の在宅生活の安心確保を図る。



2. 高齢者の社会参加の促進や、自立支援に向けたサービス展開による要支援状態からの自立の促進、重度化予防の推進を目指す。



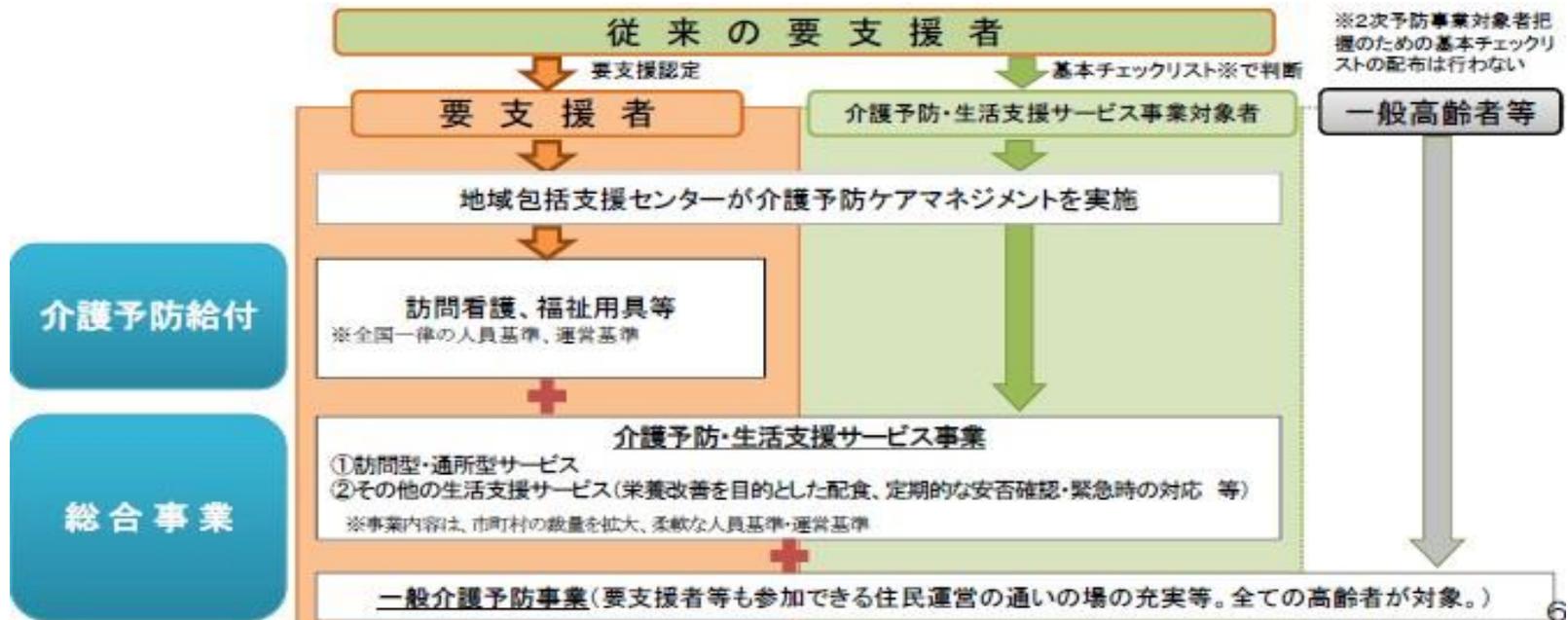
~~総合事業 = サービスづくり~~

総合事業 = 介護予防に向けた地域づくり

1 総合事業の概要

(4) 総合事業の概要（要支援者の利用するサービスの多様化）

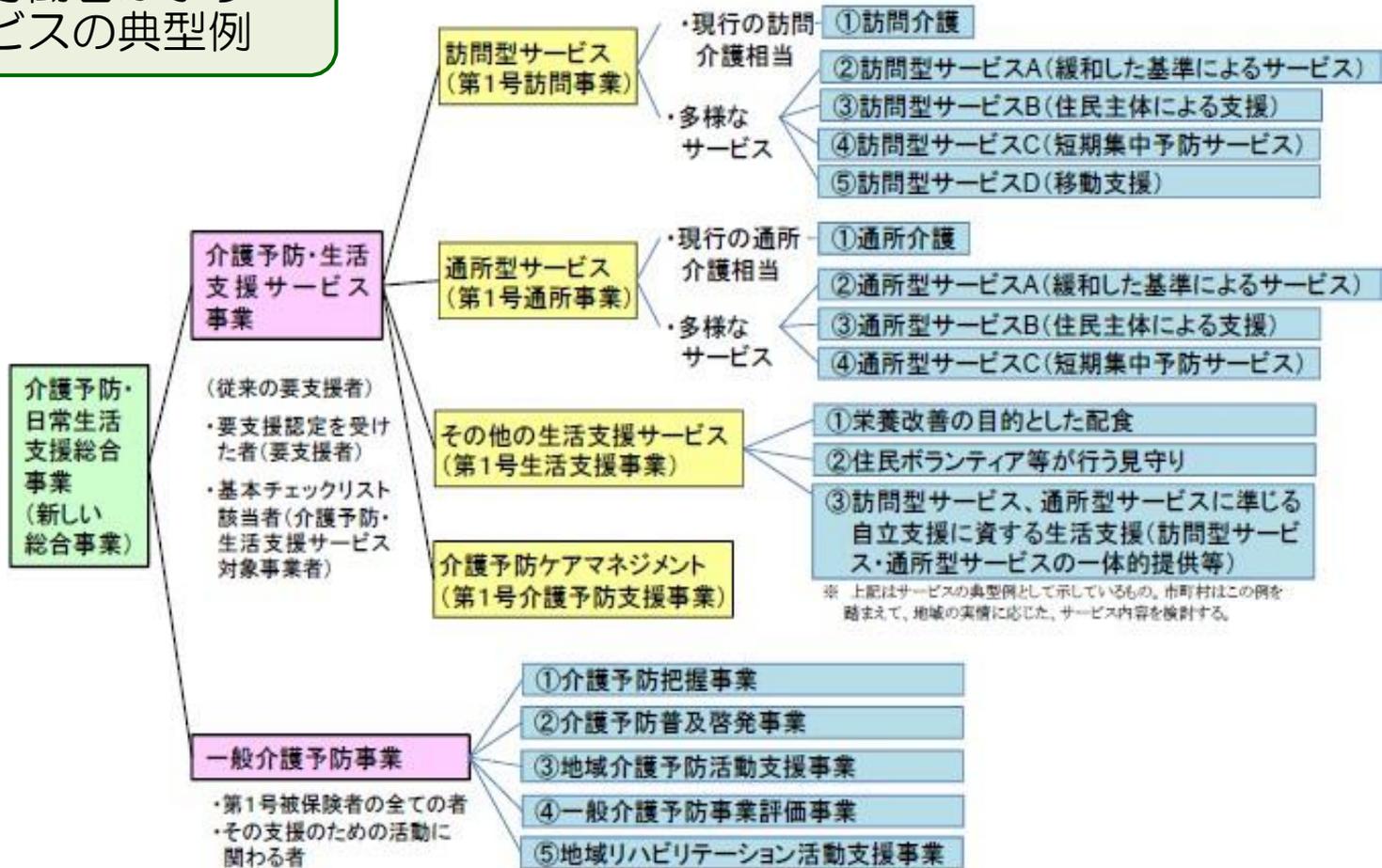
- 訪問介護・通所介護以外のサービス（訪問看護、福祉用具等）は、引き続き介護予防給付によるサービス提供を継続。
- 介護予防・生活支援サービス事業によるサービスのみを利用する場合は、要介護認定等を省略し、基本チェックリストで判定することにより「事業対象者」とし、迅速なサービス利用が可能に。
※第2号被保険者は、基本チェックリストではなく、要介護認定等申請を行う。
- 地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントに基づき、総合事業のサービスと介護予防給付のサービス（要支援者のみ）を組み合わせる。



1 総合事業の概要

(5) 総合事業の構成

厚生労働省が示す
サービスの典型例



2 瀬戸市における総合事業

(1) 瀬戸市における総合事業の目的

【第6期 瀬戸市老人福祉計画・介護保険事業】

高齢者が生きがいを持って安心して暮らせる社会の実現



目的の実現に向け、瀬戸市の実情にあった事業を
平成29年4月から順次展開

2 瀬戸市における総合事業

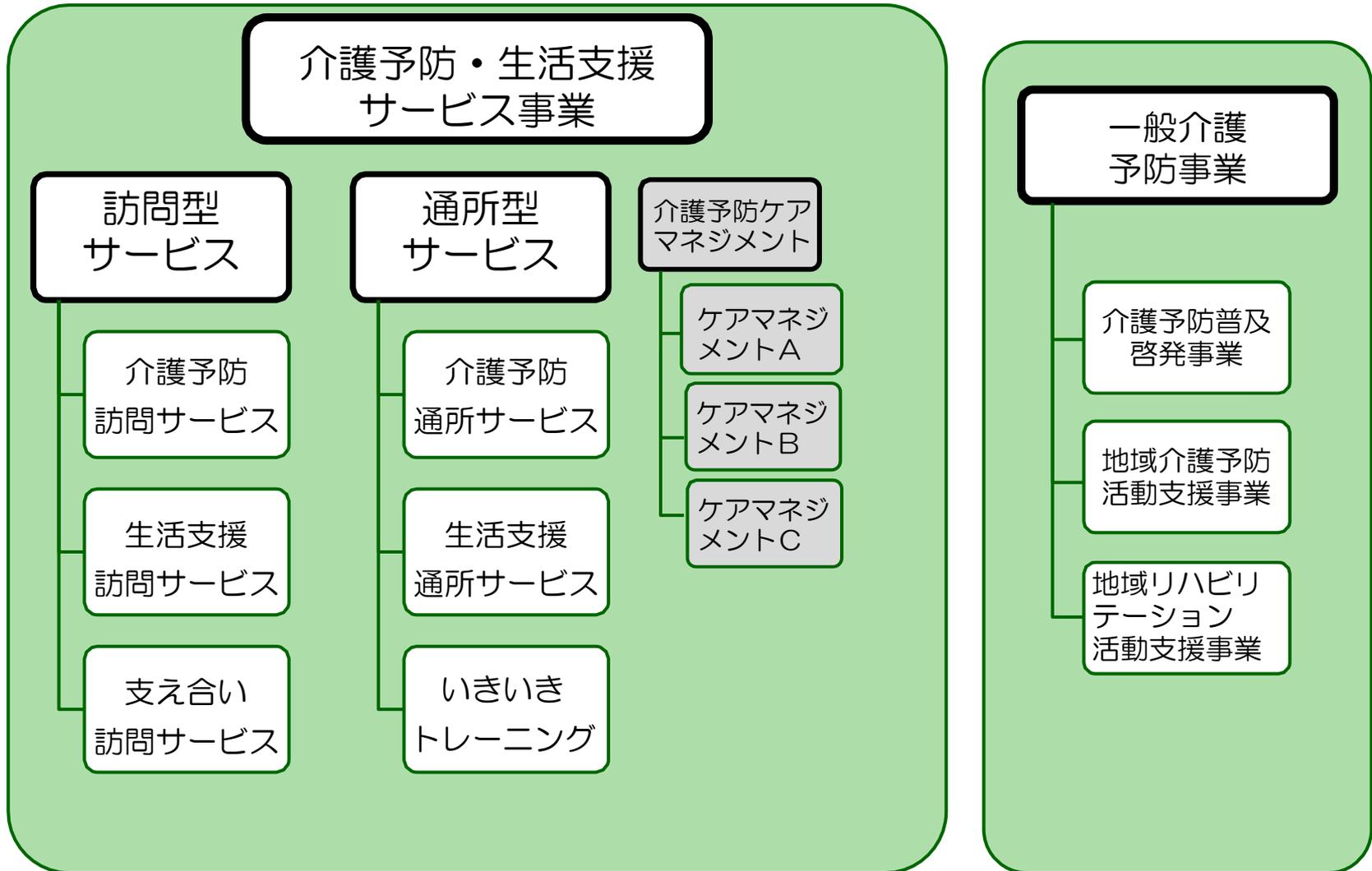
(2) サービス名称

訪問型サービス	総合事業ガイドラインで示された名称		瀬戸市
	現行の介護予防訪問介護に相当するサービス		介護予防訪問サービス
	緩和した基準によるサービス	サービスA	生活支援訪問サービス
	住民主体による支援	サービスB	支え合い訪問サービス

通所型サービス	総合事業ガイドラインで示された名称		瀬戸市
	現行の介護予防通所介護に相当するサービス		介護予防通所サービス
	緩和した基準によるサービス	サービスA	生活支援通所サービス
	短期集中予防サービス	サービスC	いきいきトレーニング

2 瀬戸市における総合事業

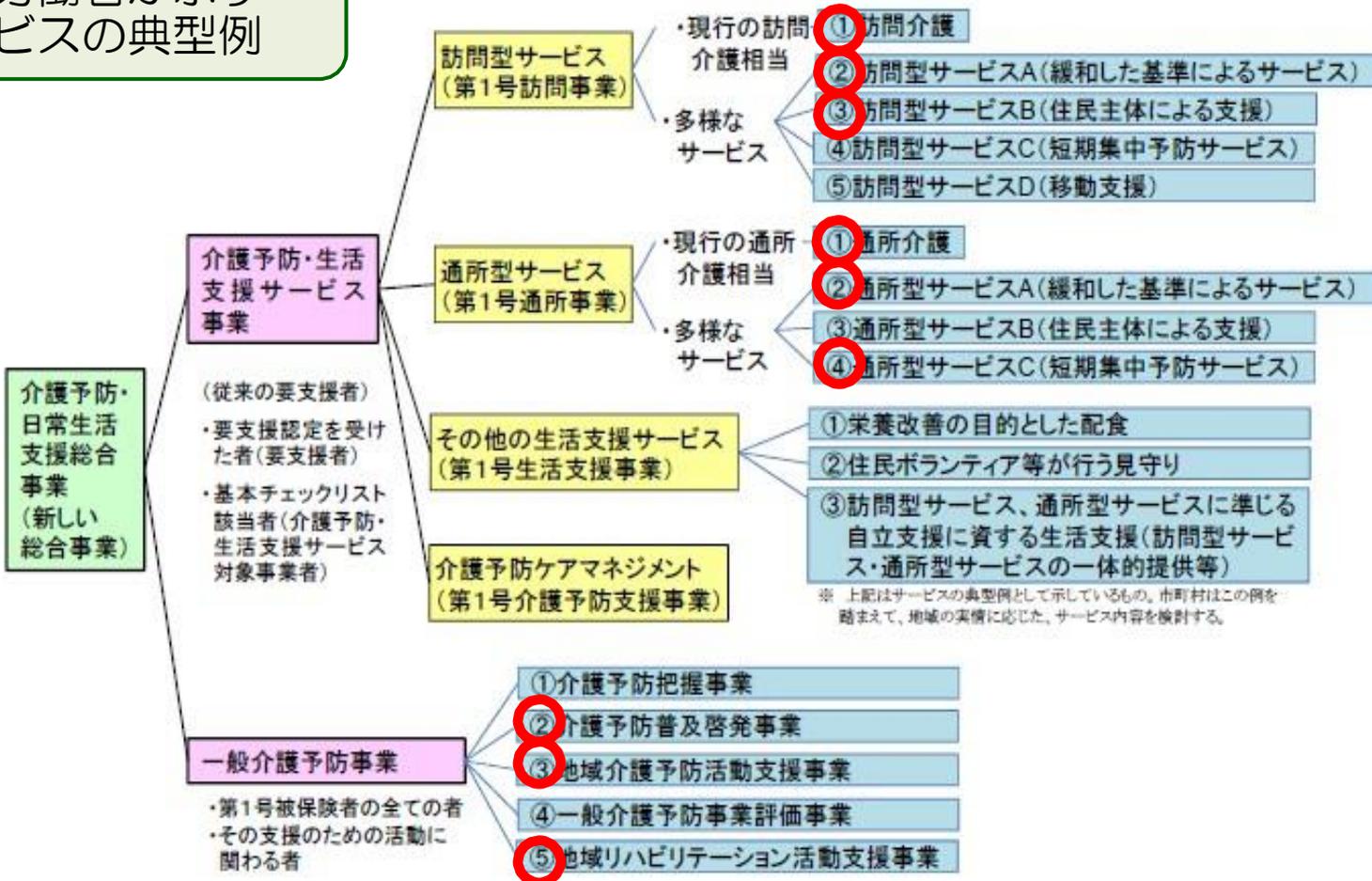
(3) 29年度総合事業の構成



2 瀬戸市における総合事業

(4) 29年度総合事業の構成

厚生労働省が示すサービスの典型例



※ 上記はサービスの典型例として示しているもの。市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

2 瀬戸市における総合事業

(5) 介護予防・生活支援サービス事業の内容

訪問型サービス

基準	現行相当	多様なサービス	
種別	介護予防訪問サービス	生活支援訪問サービス	支え合い訪問サービス
対象者	要支援1・2及び事業対象者		
	身体介護が必要な方	生活援助のみが必要な方	
内容	身体介護 生活援助	生活援助及び外出支援（※）	
ケアマネジメント	ケアマネジメントA		ケアマネジメントC
利用者負担	現行の介護予防給付と同じ （所得に応じて1割又は2割負担）		200円／1回
実施方法	事業者指定		委託
サービス提供者の例	現行の（介護予防）訪問介護事業所		瀬戸市 シルバー人材センター

※ 身体介護を伴わない外出支援

2 瀬戸市における総合事業

通所型サービス

基準	現行相当	多様なサービス	
種別	介護予防通所サービス	生活支援通所サービス	いきいきトレーニング
対象者	要支援1・2 事業対象者		
	○すでにサービスを利用しており、継続利用が必要な方 ○身体機能や認知機能等の低下があり、機能訓練等の専門的支援が必要な方	○機能訓練により生活機能の維持・改善が見込まれる方や閉じこもり傾向にある方 ○入浴、排泄、食事等の介助が必要のない方	日常生活動作の改善に向けた支援が必要な人に対して、短期集中的に実施することで改善が見込める方
内容	現行の介護予防通所介護と同じ	レクリエーション、機能訓練 食事・入浴・身体介護なし 半日（2～3時間）	○6か月間（6月～11月）に全6回程度実施 ○運動機能向上訓練 ○平日（午前10時～午前12時）
ケアマネジメント	ケアマネジメントA		ケアマネジメントB
利用者負担	現行の介護予防給付と同じ （所得に応じて1割又は2割負担）		参加にかかる実費等
実施方法	事業者指定		委託
サービス提供者の例	現行の（介護予防）通所介護事業所		名古屋学院大学 リハビリテーション学部

2 瀬戸市における総合事業 一般介護予防事業

目的

- ① 高齢者を年齢や心身の状態等で分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する。
- ② 地域においてリハビリテーション職種を活かした自立支援につながる取り組みを推進する。



生きがい、役割をもって生活 できる地域づくりを進めることにより介護予防を推進

2 瀬戸市における総合事業 一般介護予防事業の概要

事業名	内容
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う。 介護予防を目的とした体操教室の開催など、各種講座を開催する。
地域介護予防活動支援事業	住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う。
地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。

2 瀬戸市における総合事業 介護予防普及啓発事業

種別	介護予防教室 (運動・栄養)	介護予防教室 (口腔)
事業内容 ・基準	事業所やジム等において、継続的に実施できる運動プログラムの指導や、栄養改善を目的とした、講義や調理実習、個別指導を実施する。	歯科医師会、歯科衛生士会と連携し、口腔機能向上を目的とした機能訓練や講義を行う。
実施方法	事業所・大学・任意団体／委託	地域包括支援センター／委託
利用者負担	実費相当額	無料

2 瀬戸市における総合事業 地域介護予防活動支援事業

種別	地域はつらつ講座	元気高齢者サポーター養成講座	ボランティアポイント制度
事業内容 ・基準	地区組織による依頼に基づき、地域包括支援センターが、地域での健康や介護等に関する講座を行う。	住民主体の訪問型サービスや一般介護予防事業の担い手を養成する講座。	高齢者の介護予防ボランティア活動に対し、ポイントを付与する。
開始時期	平成29年4月～	平成29年度中	平成29年度中

2 瀬戸市における総合事業

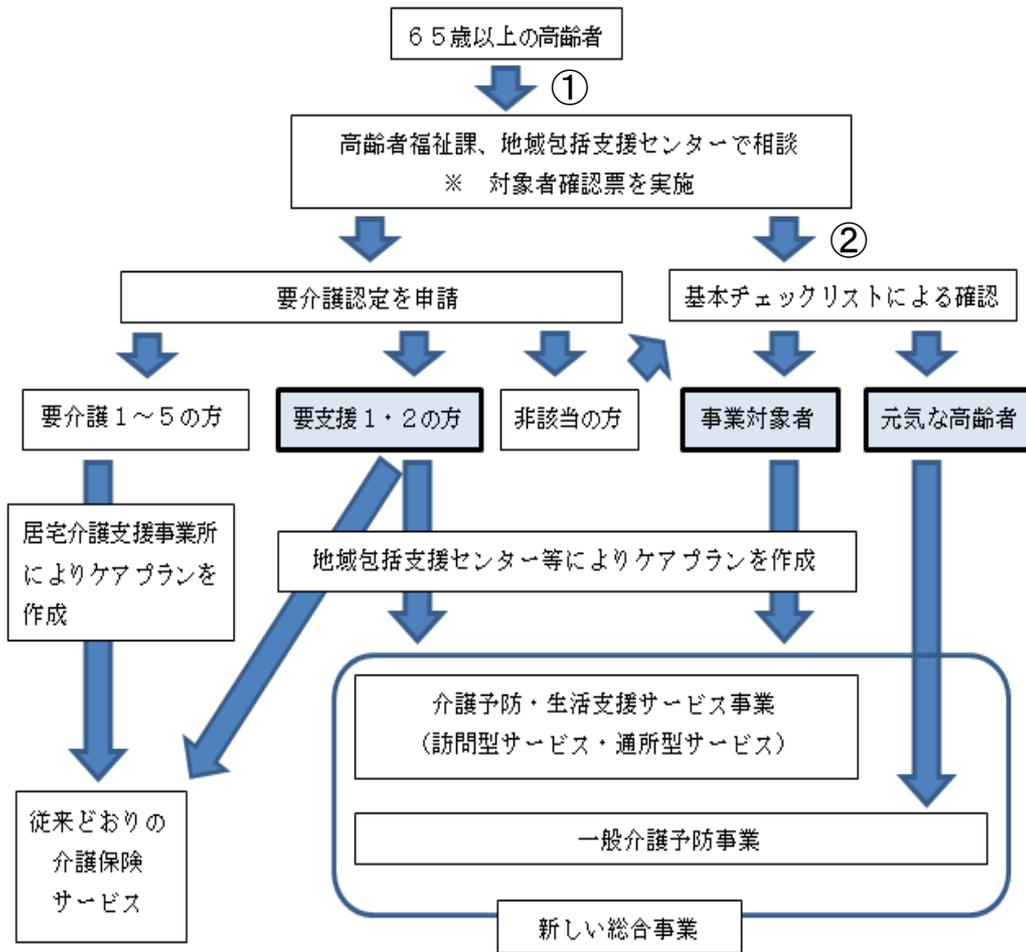
地域リハビリテーション活動支援事業

事業	内容
地域サロン等応援事業	サロンや地域活動の場へ、介護予防に係る専門職（理学療法士、作業療法士、健康づくりリーダー（運動指導員）、機能訓練指導員、管理栄養士、栄養士）を派遣することで、地域における介護予防活動を推進する。

第2章 総合事業の流れ

瀬戸市健康福祉部高齢者福祉課
地域支援係

相談からサービス利用まで



① 相談に来た被保険者から相談の目的や希望するサービスを聞き取る。

※ 要介護認定が必要な場合や予防給付・介護給付によるサービスを希望している場合等は、要介護認定等申請の手続きにつなぐ。

※ 対象者確認票の利用を推奨。

※ 一般介護予防事業のみの利用希望の場合は一般介護予防事業につなぐ。

② 基本チェックリストの実施

※ 本人が来所できない場合は、家族等が行ったものに基づき、介護予防ケアマネジメントのプロセスで本人の状況を確認する。

基本チェックリスト

記入日：平成 年 月 日（ ）

氏名	住所	生年月日		
希望するサービス内容				
No.	質問項目	回答：いずれかに○をお付けください		
1	バスや電車で1人で外出していますか	0. はい	1. いいえ	
2	日用品の買い物をしていますか	0. はい	1. いいえ	
3	預貯金の出し入れをしていますか	0. はい	1. いいえ	
4	友人の家を訪ねていますか	0. はい	1. いいえ	
5	家族や友人の相談にのっていますか	0. はい	1. いいえ	
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0. はい	1. いいえ	
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0. はい	1. いいえ	
8	15分位続けて歩いていますか	0. はい	1. いいえ	
9	この1年間に転んだことがありますか	1. はい	0. いいえ	
10	転倒に対する不安は大きいですか	1. はい	0. いいえ	
11	6ヶ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1. はい	0. いいえ	
12	身長 cm 体重 kg (BMI =) (注)			
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1. はい	0. いいえ	
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1. はい	0. いいえ	
15	口の渇きが気になりますか	1. はい	0. いいえ	
16	週に1回以上は外出していますか	0. はい	1. いいえ	
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1. はい	0. いいえ	
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	1. はい	0. いいえ	
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0. はい	1. いいえ	
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1. はい	0. いいえ	
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	1. はい	0. いいえ	
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1. はい	0. いいえ	
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今はおっくうに感じられる	1. はい	0. いいえ	
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	1. はい	0. いいえ	
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	1. はい	0. いいえ	

事業対象者に該当する基準

1	質問項目No.1～20までの20項目のうち10項目以上に該当
2	質問項目No.6～10までの5項目のうち3項目以上に該当
3	質問項目No.11～12の2項目のすべてに該当
4	質問項目No.13～15までの3項目のうち2項目以上に該当
5	質問項目No.16に該当
6	質問項目No.18～20までの3項目のうちいずれか1項目以上に該当
7	質問項目No.21～25までの5項目のうち2項目以上に該当

(注) この表における該当 (No.12を除く) とは、基本チェックリストの回答部分に「1.はい」または「1.いいえ」に該当することをいう。

この表における該当 (No.12に限る) とは、 $BMI = \text{体重 (kg)} \div \text{身長 (m)} \div \text{身長 (m)}$ が18.5未満の場合をいう。

(注) BMI = 体重 (kg) ÷ 身長 (m) ÷ 身長 (m) が 18.5 未満の場合に該当とする

総合事業の対象者

総合事業の対象者

● 要支援者

平成29年4月以降に、新規・区分変更・更新により要支援認定を受けた方。
(認定有効期間の開始年月日が平成29年4月以降の方)

※ 第2号被保険者は介護認定等申請を行う。

● 事業対象者

平成29年4月以降に、基本チェックリストにより判定された方。
(要支援者に相当する状態等の方を想定)

移行時のポイント

- 平成29年4月より前に要支援認定を受けた方は、認定更新等までは、従前の予防給付（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）としてサービスを利用することができる。
- 平成29年4月以降に認定更新等により要支援認定を受けた方が、訪問介護・通所介護を利用する場合のサービスは総合事業になる。

事業対象者の資格の喪失

次のいずれかに該当した場合には、当該事業対象者の被保険者証から事業対象者である旨等の事項を削除し、これを返付する

- 要介護認定または要支援認定を受けたとき。
- 介護予防・生活支援サービス事業を利用する必要がなくなった旨の申出があったとき。

総合事業への移行時期

	平成29年											平成30年				
	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	
	▼総合事業スタート													▼完全実施		
① 認定有効期限 H29.3末	▼判定実施	▼判定実施	▼判定実施	▼判定実施	▼判定実施	▼判定実施	▼判定実施	▼判定実施	▼判定実施	▼判定実施	▼判定実施	▼判定実施	▼判定実施	▼判定実施	▼判定実施	
② 認定有効期限 H29.8末	▼判定実施	▼判定実施	▼判定実施	▼判定実施	▼判定実施	▼判定実施	▼判定実施	▼判定実施	▼判定実施	▼判定実施	▼判定実施	▼判定実施	▼判定実施	▼判定実施	▼判定実施	
③ 認定有効期限 H30.3末	▼新規認定	▼新規認定	▼新規認定	▼新規認定	▼新規認定	▼新規認定	▼新規認定	▼新規認定	▼新規認定	▼新規認定	▼新規認定	▼新規認定	▼判定実施	▼判定実施	▼判定実施	
④ 新規事業 対象者	▼判定実施	▼判定実施	▼判定実施	▼判定実施	▼判定実施	▼判定実施	▼判定実施	▼判定実施	▼判定実施	▼判定実施	▼判定実施	▼判定実施	▼判定実施	▼判定実施	▼判定実施	
⑤ 認定更新で 要介護⇒要支援	▼認定更新	▼認定更新	▼認定更新	▼認定更新	▼認定更新	▼認定更新	▼認定更新	▼認定更新	▼認定更新	▼認定更新	▼認定更新	▼認定更新	▼認定更新	▼認定更新	▼認定更新	

介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業

第3章 指定事業者が行うサー ビス

～指定基準等及び指定申請につい
て～

瀬戸市役所高齢者福祉
課

指導監査

係

サービスの指定基準について

○訪問型サービスの指定基準について

⇒別紙資料 1 参照

○通所型サービスの指定基準について

⇒別紙資料 2 参照

平成27年3月31日以前より介護予防訪問・通所介護の指定を受けている事業者の場合

- 介護予防訪問・通所サービス（現行相当）
みなし指定を受けているため、指定申請が不要です。
※みなし指定有効期間は、
【平成27年4月1日～平成30年3月31日】
- 生活支援訪問・通所サービス（基準緩和型）
上記とは別に、指定申請が必要となります。

平成27年4月1日以降に介護予防訪問・通所介護の指定を受けている事業者の場合

- 介護予防訪問・通所サービス（現行相当）
みなし指定を受けていないため、指定申請が必要となります。
- 生活支援訪問・通所サービス（基準緩和型）
指定申請が必要となります。

新たに実施する事業者の場合

- 介護予防訪問・通所サービス（現行相当）
指定申請が必要です。
- 生活支援訪問・通所サービス（基準緩和型）
指定申請が必要です。

留意事項

- ※ 平成27年3月31日以前から介護予防訪問介護・介護予防通所介護を運営している場合には、それぞれ介護予防訪問サービス・介護予防通所サービスの指定を受けているものとみなされます。
⇒ 新たな指定申請の必要はありません。
- ※ みなし指定の有効期間は、平成27年4月1日～平成30年3月31日のため有効期間を迎える前に更新の手続きを行う必要があります。（当該更新については別途周知予定）他市町村の被保険者が利用している場合には、その市町村の指定更新も必要となりますので、必ず各市町村にお問い合わせいただきますようお願いいたします。
- ※ 平成27年4月1日以降に指定を受けた介護予防訪問介護・介護予防通所介護の場合で他市町村の被保険者が利用している場合には、当該他市町村の総合事業移行時に当該他市町村から指定を受けないと、利用ができなくなる可能性がありますので、必ず各市町村へお問い合わせいただきますようお願いいたします。

その他

【定款の目的の変更について】

法人の定款「目的」欄（事業の目的）の変更および事業目的変更の登記が必要となる場合があります。

株式会社や合同会社などの営利法人や特定非営利活動法人において、その定款および法人登記簿の（事業）目的欄に、下記【定款記載例】に示すような事業の記載がない場合は、定款変更および変更登記を行なっていただく必要があります。

【定款記載例】

「介護保険法に基づく第一号通所事業」、「介護保険法に基づく第一号訪問事業」または「介護保険法に基づく第一号事業」等

その他、医療法人や社会福祉法人などの場合は、定款変更等の必要性の有無や手続き等に関して、各法人所管庁（監督官庁等）へご確認願います。また、定款の変更には法人によっては時間を要しますのでご注意ください。

事業者と利用者の契約等について

指定事業者は、利用者の総合事業移行に伴い、利用者に対して現行の予防給付 等と同様に、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得た 上でサービス提供してください。

利用者	契約書	重要事項説明書
既利用者(要支援者)	再契約	(再)同意
新規(要支援者・事業対象者)	新規契約	同意

※ 現在のサービス提供にかかる契約は「介護予防訪問(通所)介護の提供」に係る事項のため、総合事業には適用されません。そのため、総合事業移行により一部文言の変更は必要です。

※ 更新のタイミングで契約書、同意書を取り直すことをお勧めします。方法は、事業名を変更した契約書を取り直すか、読み替えの同意を取る等が考えられます。(次頁参考)

(参考) 契約書・同意書の修正例

方法① サービス名称の変更

介護予防訪問介護	➡	第1号訪問事業(介護予防訪問介護相当サービス)
介護予防通所介護	➡	第1号通所事業(介護予防通所介護相当サービス)

方法② 契約条項の読み替え 条文

(介護予防・日常生活支援総合事業の際の読み替え)

第●条 利用者の保険者である市町村が介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)を実施する場合には、本契約に「介護予防訪問(通所)介護」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第83号)」第5条による改正前の法における介護予防訪問(通所)介護に相当するサービスとして、総合事業において実施される訪問型(通所型)サービスと読み替えるものとする。

第4章 介護予防ケアマネジメント

瀬戸市健康福祉部高齢者福祉課
地域支援係

介護予防ケアマネジメントの概要

○介護予防ケアマネジメントの考え方

介護予防ケアマネジメントは、介護予防の目的である「高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ」「要支援・要介護状態になってもその悪化をできる限り防ぐ」ために、高齢者自身が地域における自立した日常生活を送れるよう支援するものです。

○総合事業における介護予防ケアマネジメント

総合事業においては利用者の何らかの困りごとに対して、単にそれを補うサービスをあてはめるのではなく、利用者の自立支援に資するよう、心身機能の改善だけではなく、地域の中で生きがいや役割を持って生活できるような居場所に通い続けるなど、「心身機能」「活動」「参加」にバランスよくアプローチしていくことが重要です。

	要支援者 (給付のみ)	要支援者 (給付+事業)	要支援者 (事業のみ)	事業対象者
介護予防支援 (介護保険法)	○	○	—	—
介護予防ケア マネジメント (総合事業)	—	—	○	○

※総合事業のみを利用している方は、介護予防ケアマネジメントとなります。
 ※介護予防サービスを利用している方は、現行通り介護予防支援となります。

介護予防ケアマネジメントの実施主体及び対象者

	実施主体	対象者
介護予防支援	地域包括支援センター	要支援者
介護予防 ケアマネジメント	※要支援者のみ、指定居宅介護 支援事業所へ委託可能	要支援者 ・ 事業対象者

対象者及び支給限度額

	ケアマネジメント 区分	支給限度額	介護予防ケアマネジメ ントの居宅への委託
事業対象者	介護予防ケアマネ ジメントのみ	5,003単位	不可
要支援1	介護予防支援 又は 介護予防ケアマネ ジメント	5,003単位	可
要支援2	介護予防ケアマネ ジメント	10,473単位	可

介護予防ケアマネジメントの類型

サービス種別	ケアマネジメントA	ケアマネジメントB	ケアマネジメントC
利用者	要支援者及び事業対象者		
事業主体	地域包括支援センター／委託 ※居宅介護支援事業所への再委託も可能		
対象サービス	介護予防・生活支援訪問型サービス 介護予防・生活支援通所型サービス	いきいきトレーニング	支え合い訪問サービス 一般介護予防事業
ケアマネジメントのプロセス	<ul style="list-style-type: none"> ①アセスメントの実施 ②ケアプランの原案作成 ③サービス担当者会議の実施 ④利用者への説明・同意 ⑤ケアプランの確定・交付 ⑥サービス利用開始 ⑦モニタリング(給付管理) ⑧評価 		<ul style="list-style-type: none"> ①アセスメントの実施 ②ケアマネジメント結果等記録表作成 ③利用者への説明・同意 ④ケアプランの確定・交付 ⑤サービス利用開始
	⑦モニタリングは3か月に1回実施	③担当者会議は必要に応じて実施 ⑦モニタリングは6か月に1回実施	初回のみ実施
事業支給費	基本単位数:430単位(4,390円) 初回加算 :300単位(3,063円) 小規模多機能連携加算 :300単位(3,063円)	基本単位数:430単位(4,390円) 初回加算 :300単位(3,063円)	基本単位数:215単位
利用者負担	なし		

ケアマネジメントの流れ

	ケアマネジメントA・B	ケアマネジメントC
①アセスメントの実施	利用者や家族と面談を行い、利用者の目標、課題、対策や取組について、興味・関心チェックシート等を用いて確認する。 ※ケアマネジメントCについては、必ず本人と共に行うこと。	
②ケアプランの原案作成	アセスメントの結果、目標の達成に向けて必要なサービスの組み立てを行い、計画原案を作る。	アセスメントの結果、目標の達成に必要なサービスの組み立てを本人と共に行い、ケアマネジメント結果等記録表を作る。
③サービス担当者会議の実施	サービス事業所等同席のもと、計画原案の確認を行い、サービス担当者及び利用者の意見をもらう。 ※ケアマネジメントBでは適宜実施。	行わない。
④利用者への説明・同意	サービス担当者会議の内容も含め、ケアプランの説明を利用者に行う。	利用者に、目標や課題、サービスを利用する目的の説明を行う。
⑤ケアプランの確定・交付	利用者に交付すると共に、サービス提供者にも交付する。	
⑥サービス利用開始	各サービス提供者よりサービスを開始。	
⑦モニタリング（給付管理）	サービス利用開始後の状況、問題、意欲の変化など継続的に把握。 利用者及び家族より直接聴取するほか、サービス提供者から状況を聴取。 ※ケアマネジメントAは少なくとも3ヶ月に1回実施。 ※ケアマネジメントBは少なくとも6ヶ月に1回実施。 ※電話にて状態確認を定期的実施。	行わない。 ※電話にて状態確認を定期的実施し、状態の変化等を見落とさないように留意すること。
⑧評価	実施期間終了時、ケアプランの目標が達成されたか評価し、利用サービスの変更も含めて、今後の方針を決定する。	行わない。

ケアマネジメント結果等記録表

介護予防サービス・支援計画書（ケアマネジメント結果等記録表）

※ ケアマネジメント結果等記録表においては、網掛け部分の記載は省略可能

No. _____ 利用者名 _____ 様（男・女） 歳 認定年月日 年 月 日 認定の有効期間 年 月 日～ 年 月 日

初回・紹介・継続	認定済・申請中	要支援1・要支援2	事業対象者
----------	---------	-----------	-------

計画作成者氏名 _____ 委託の場合：計画作成者事業者・事業所名及び所在地（連絡先） _____
 計画作成（変更）日 年 月 日（初回作成日 年 月 日） 担当地域包括支援センター： _____
 目標とする生活 _____

1日	1年
----	----

アセスメント領域と現在の状況	本人・家族の意欲・意向	領域における課題（背景・原因）	総合的課題	課題に対する目標と具体策の提案	具体策についての意向 本人・家族	目標	支援計画					
							目標についての支援のポイント	本人等のセルフケアや家族の支援、インフォーマルサービス（民間サービス）	介護保険サービス又は地域支援事業（総合事業のサービス）	サービス種別	事業所（利用先）	期間
運動・移動について		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					()					
日常生活（家庭生活）について		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					()					
社会参加、対人関係・コミュニケーションについて		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					()					
健康管理について		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					()					

健康状態について 主治医意見書、健診結果、観察結果等を踏まえた留意点 _____

本来行うべき支援が実施できない場合】 適切な支援の実施に向けた方針 _____

総合的な方針：生活不活発病の改善予防のポイント _____

基本チェックリストの（該当した項目数）／（質問項目数）を記入して下さい
 地域支援事業の場合は必要な事業プログラムの枠内の数字に○印をつけて下さい

	運動不足	栄養改善	口腔内ケア	閉じこもり予防	物忘れ予防	うつ予防
予防給付または地域支援事業	／5	／2	／3	／2	／3	／5

地域包括支援センター	【意見】
	【確認印】

計画に関する同意
 上記計画について、同意いたします。
 _____ 年 月 日 氏名 _____ 印

介護予防ケアマネジメントの届出のタイミング

届出のタイミング	介護予防サービス計画作成 ケアマネジメント依頼届	理由
要介護→要支援 (介護給付利用→予防給付利用)	必要	計画作成を居宅介護支援事業所から地域包括支援センターへ変更するため
要介護→要支援・事業対象者	必要	計画作成を居宅介護支援事業所から地域包括支援センターへ変更するため
要支援→要支援 (予防給付→サービス事業のみ利用)	不要 ※1	計画作成は地域包括支援センターで変更がないため。 ※1 委託先の居宅介護支援事業所が変更となる場合には必要。
認定更新せず (要支援者→事業対象者)	必要	要支援から事業対象者として登録するため
地域包括支援センターから居宅介護支援事業所へケアマネジメントを委託した場合	必要	委託先の居宅介護支援事業所を登録するため

介護予防サービス計画作成・ケアマネジメント依頼届

介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書

被保険者氏名		被保険者番号		区分
フリガナ				新規・変更
		個人番号		
		生年月日		性別
		明・大・昭		年 月 日
				男・女
介護予防サービス計画作成を依頼（変更）する介護予防支援事業者 介護予防ケアマネジメントを依頼（変更）する地域包括支援センター 介護予防支援事業所名 地域包括支援センター名				
		介護予防支援事業所の所在地		〒
		地域包括支援センターの所在地		〒
介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを受託する居宅介護支援事業者 ※居宅介護支援事業者が介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを受託する場合のみ記入してください。				
		電話番号		()
		居宅介護支援事業所の所在地		〒
		電話番号		()
介護予防支援事業所若しくは地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所を変更する場合の理由等 ※変更する場合のみ記入してください。				
○○市（町村）長 様 上記の介護予防支援事業者（地域包括支援センター）に介護予防サービス計画作成又は介護予防 ケアマネジメントを依頼することを届け出します。				
平成		年	月	日
被保険者 住所 氏名		電話番号		()
被保険者資格		届出の重複		
確認欄		介護予防支援事業者事業所（地域包括支援センター）番号		

- （注意）
- この届出書は、介護予防サービス計画作成又は介護予防ケアマネジメントを依頼する事業所等が決まり次第速やかに○○市（町村）へ提出してください。
 - 介護予防サービス計画作成若しくは介護予防ケアマネジメントを依頼する介護予防支援事業所（地域包括支援センター）又は介護予防支援若しくは介護予防ケアマネジメントを受託する居宅介護支援事業所を変更するときは、変更年月日を記入のうえ、必ず○○市（町村）へ届け出てください。届出のない場合、サービスに係る費用を一旦、全額負担していただくことがあります。
 - 住所地特例の対策施設に入居中の場合は、その施設の住所地の市町村の窓口へ提出してください。

第5章 総合事業サービス費用の請求

瀬戸市健康福祉部高齢者福祉課
介護認定給付係

瀬戸市介護予防・日常生活支援総合事業 単位数サービスコード表

項目	サービス種別	対象事業者	サービス種類コード	地域単価
1	介護予防訪問(現行相当)サービス	みなし	A1	10.21円
2		独自	A2	10.21円
3	生活支援訪問(基準緩和)サービス		A3	10.21円
4	介護予防通所(現行相当)サービス		みなし	A5
5		独自	A6	10.14円
6	生活支援通所(基準緩和)サービス		A7	10.14円
7	介護予防ケアマネジメントサービス		AF	10.21円

○ みなし

総合事業のみなし指定を受けた事業者(平成27年3月31日時点で県の指定を受けている指定介護予防サービス事業者)

○ 独自

瀬戸市から総合事業サービス事業所として新規指定又は更新を受けた事業所

○ A3、A7のサービスコードで請求を行う場合の留意点

A3及びA7については、給付率によって、サービス項目コードが異なります。

同じサービス内容であっても、1割負担者と2割負担者のサービス項目コードが異なりますのでご注意ください。

負担割合については、介護保険負担割合証による確認をお願いします。

また、請求明細書に、給付率の記入は不要となりますが、各サービス項目コードに定められた給付率で計算し、事業費請求額を算出することとなります。

介護予防支援及び 介護予防ケアマネジメントの請求

利用者区分	利用サービス	プラン請求	コード	請求先
事業対象者	事業のみ (訪問・通所型サービスのみ)	介護予防ケアマネジメント費	A F	瀬戸市
要支援1 または 要支援2	予防給付のみ	介護予防支援費	46	国保連合会
	予防給付に加えて			
	訪問サービスの併用 通所サービスの併用			
	事業のみ (訪問・通所型サービスのみ)	介護予防ケアマネジメント費	A F	瀬戸市
留意事項	※ 介護予防ケアマネジメント費については、請求ルートが異なります。			

国保連合会への委託

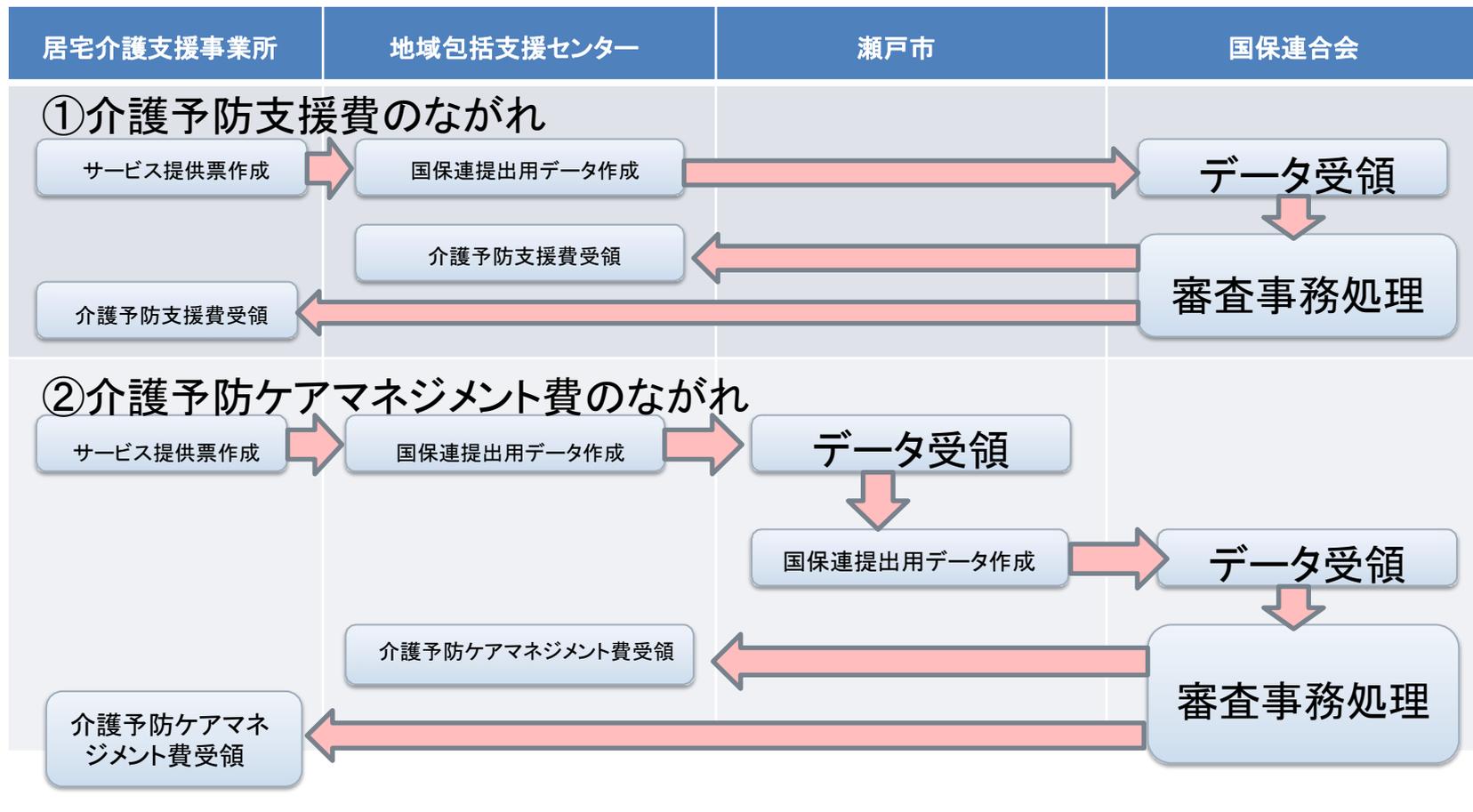
次の審査・支払いに関する事務は国保連合会へ委託する

- 訪問型サービス
介護予防訪問サービス
生活支援訪問サービス

- 通所型サービス
介護予防通所サービス
生活支援通所サービス

- 介護予防ケアマネジメント

プラン代請求の流れについて



認定申請中のサービス利用と費用の関係

	給付のみ	給付と総合事業	総合事業のみ
非該当・事業対象者	全額自己負担	給付分は全額自己負担 介護予防ケアマネジメントも含めた事業分は事業より支給	介護予防ケアマネジメントも含めて、事業より支給
要支援認定	予防給付より支給	介護予防ケアマネジメントを含めた給付分は予防給付より支給 事業分は、事業より支給	介護予防ケアマネジメントも含めて、事業より支給
要介護認定	介護給付より支給	介護予防ケアマネジメントを含めた給付分は、介護給付より支給 事業分は、介護給付サービスの利用を開始するまでのサービス提供分は事業により支給	介護給付サービスの利用を開始するまでのサービス提供分は事業により支給

◆ AF:介護予防ケアマネジメント、43:居宅介護支援、46:介護予防支援

「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」P112、113「(11)サービス利用開始又は認定更新時期における費用負担」平成27年3月31日付「介護保険最新情報vol.450介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案Q&A」問4

今後の予定

(1) 総合事業に関する要綱の制定について

総合事業の実施に伴う制度の詳細については、市ホームページに以下の要綱を掲載していきます。

名 称	内 容
瀬戸市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱	総合事業の実施内容、実施方法、利用対象者など
瀬戸市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定等に関する要綱	事業者指定の申請など
瀬戸市介護予防・日常生活支援総合事業の費用の額の算定に関する基準を定める要綱	費用額など
瀬戸市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱	サービスの人員、設備及び運営に関する基準など
瀬戸市介護予防ケアマネジメント実施要綱	総合事業の窓口の流れ、ケアマネジメントなど

今後の予定

(2) スケジュール

平成29年1月15日	広報せとに掲載 ホームページに掲載
1月23日	事業者向け説明会
1月30日	居宅介護事業所向け説明会
2月上旬	事業者指定の申請受付開始
3月	サービスコード等を公表 指定事業者を公表
3月12日	助け合い支え合いフォーラム (市民向け説明会)
4月1日	総合事業開始

今後の予定

(3) 事業者向けホームページについて

総合事業に関するお知らせ、Q&A、要綱、申請書などを、瀬戸市役所ホームページに掲載します。

(<http://www.city.seto.aichi.jp/docs/2016121600027/>)



The screenshot shows the Seto City website with a navigation menu and a main announcement. The announcement is titled "介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)が始まります! <事業者向け>" and includes a sub-section for "事業者向け説明会" (Business-oriented explanation meeting) scheduled for January 23, 2017. It also mentions the preparation of a "要綱" (Outline) for the business-oriented homepage.

瀬戸市 SETO CITY

文字サイズ 小 中 大 背景色 黒 青 白 ふりがなを付ける 読み上げる ご利用案内

■ 本文へ ■ サイトマップ サイト内検索 Google カスタム検索 検索

■ English ■ 한국어 ■ 中文(簡体) ■ 中文(繁体) ■ Español ■ Português

トップページ < 暮らしの情報 まちの情報 ビジネス・産業 観光情報 市政情報

TOP > 組織 > 高齢者福祉課
TOP > 分野 > 高齢者福祉, 高齢者福祉, 在宅高齢者の福祉制度(介護保険以外)

介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)が始まります! <事業者向け>

ページ更新日: 2017年1月13日

事業者向け説明会

平成29年1月23日(月)に開催予定です。
詳細が決まり次第、こちらのページでお知らせいたします。

制度の策定状況

生活支援体制整備事業として、市や生活支援コーディネーター協議体によって検討しております。
詳しくは、[生活支援体制整備事業\(生活支援コーディネーター協議体\)](#)をご覧ください。

要綱

 [瀬戸市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱\(171KBytes\)](#)